

2020年6月

お客さま各位

青木信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定の一部改定（追加）について

2020年8月3日（月）より「未利用口座管理手数料」を新設することに伴い、下記のとおり預金規定の一部改定（追加）いたします。

記

### 1. 対象となる預金規定

普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）、総合口座取引規定（個人限定）

### 2. 改定内容

次の規定を追加いたします。（新設部分抜粋）

（未利用口座管理手数料）

- (1) 2020年8月3日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- (6) 解約された口座の再利用はできません。

### 3. 規定の改定日

2020年8月3日（月）より適用します。

### 4. 未利用口座管理手数料について

本手数料は、あくまでも2020年8月3日以降に開設され、2年間以上未利用であり、かつ残高が1万円未満の口座に対して適用させていただくものであり、ご入金・ご出金・口座振替等お取引をされている口座が対象となることはございません。

「未利用口座管理手数料」詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

### 5. 改定後の預金規定の掲載について

改定日以降、当金庫ホームページの次の場所に掲載します。青木信用金庫ホームページ  
[http://www.shinkin.co.jp/aoshin/01\\_service/deposit\\_rules\\_regulations.html](http://www.shinkin.co.jp/aoshin/01_service/deposit_rules_regulations.html)

以 上